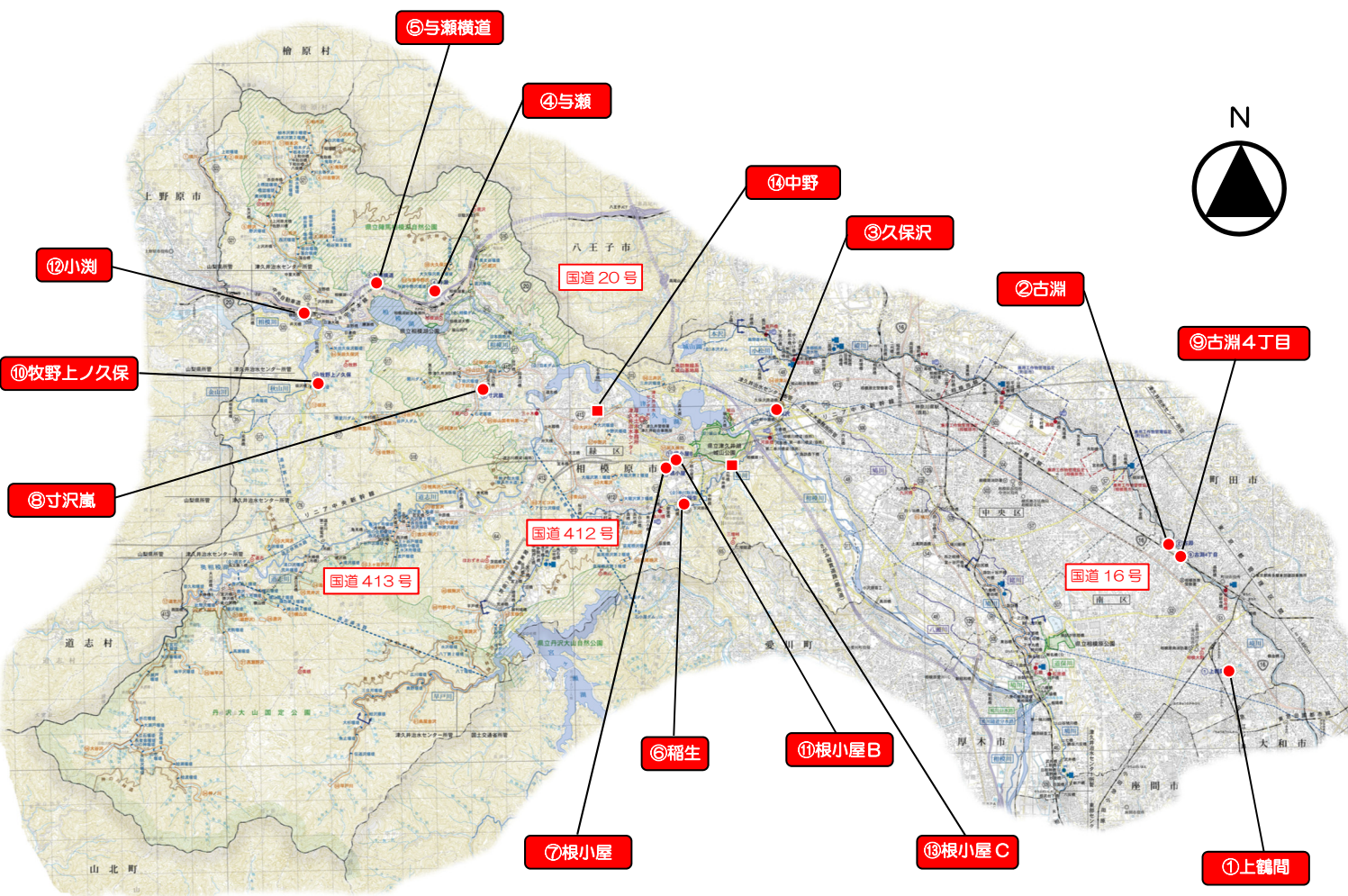


位置図



急傾斜地崩壊危険区域（令和7年6月現在）

番号	区域名	位置	指定年月日	面積 (ha)
①	上鶴間	南区上鶴間	昭和47年3月28日	0.73
②	古淵	南区古淵	昭和47年3月28日	1.66
③	久保沢	緑区久保沢3丁目 緑区谷ヶ原2丁目	平成12年3月31日	0.90
④	与瀬	緑区与瀬	平成14年2月12日	1.30
⑤	与瀬横道	緑区与瀬大字吉野	平成17年3月22日	0.92
⑥	稻生	緑区長竹	平成20年7月15日	1.14
⑦	根小屋	緑区根小屋	平成21年1月20日 平成26年11月4日	0.59 0.26
⑧	寸沢嵐	緑区寸沢嵐	平成27年6月30日	0.32
⑨	古淵4丁目	緑区古淵4丁目	平成29年6月2日	0.09
⑩	牧野上ノ久保	緑区牧野	令和3年2月16日 令和4年11月8日 令和6年10月22日	0.33 0.15 0.16
⑪	根小屋B	緑区根小屋	令和4年8月26日	0.38
⑫	小淵	緑区小淵	令和6年12月13日	0.12
⑬	根小屋C	緑区根小屋	指定予定	
⑭	中野	緑区中野	指定予定	

【凡例】

- 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所
- 急傾斜地崩壊危険区域指定予定箇所

急傾斜地崩壊危険区域の指定や防災工事の要望については、下記に御相談ください

相模原市 危機管理局危機管理統括部	☎042-769-8208
緑区役所地域振興課	☎042-775-8801
城山まちづくりセンター	☎042-783-8117
津久井まちづくりセンター	☎042-780-1403
相模湖まちづくりセンター	☎042-684-3213
藤野まちづくりセンター	☎042-687-2119
中央区役所地域振興課	☎042-769-9801
南区役所地域振興課	☎042-749-2135

きゅうけいしゃちほうかいさいさくじぎょう 急傾斜地崩壊対策事業



（急傾斜地崩壊危険区域 根小屋B地区）

土砂災害から生命を守る取組み

事業の目的と概要

斜面は土地所有者が保全するものですが、工事には、多額の費用と高度な技術力を必要とするため、人命の保護という観点から、昭和44年に「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」が制定されました。この法律では、一定基準を満たす場合、地域の要望を受け、県が急傾斜地崩壊危険区域を指定して、土地所有者に代わり急傾斜地崩壊防止工事（以下、防止工事）を行う事が可能となります。なお、神奈川県では、急傾斜地崩壊危険区域となる土地所有者等の皆様に対し、防止工事の要望と必要な土地の無償使用貸借契約を締結することについて理解が得られた場合、土地所有者等に代わって防止工事を行っています。

がけの防災工事を行うには（条件と工事までの流れ）



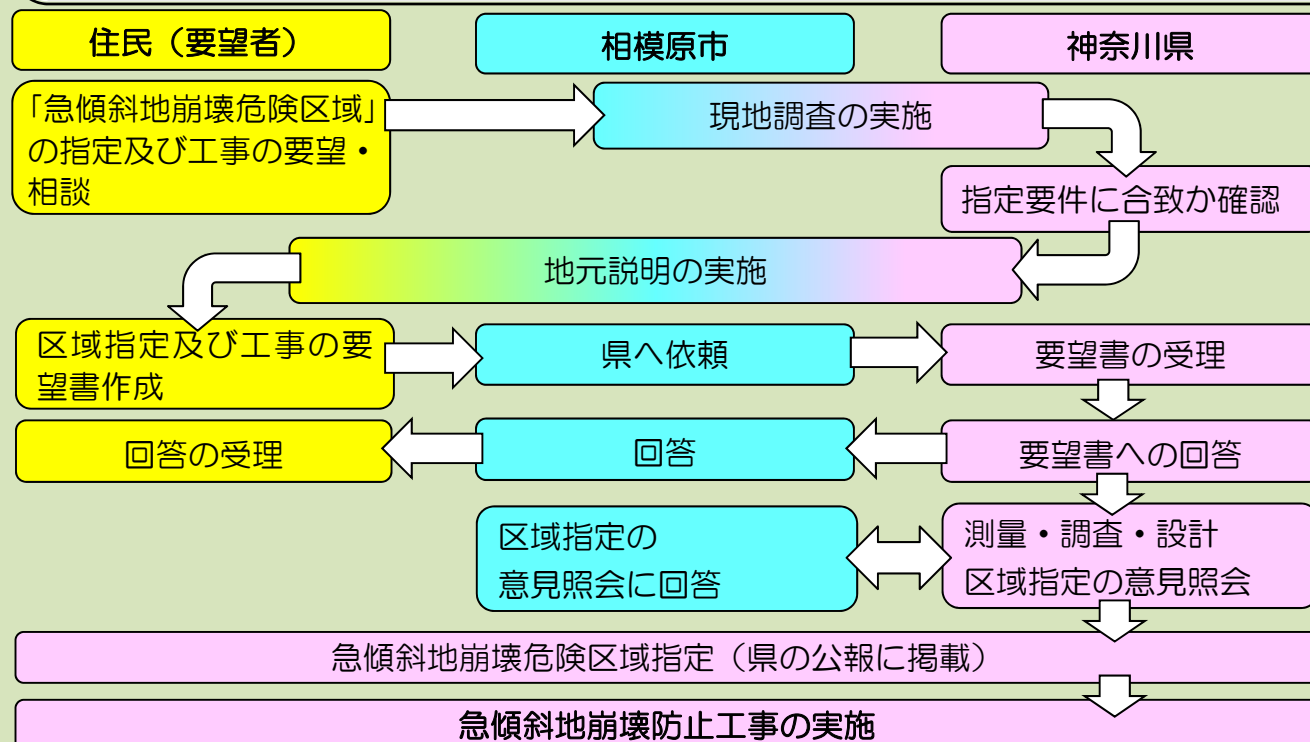
急傾斜地崩壊対策工事を行うには

- ①相模原市に連絡して頂き、急傾斜地崩壊危険区域の指定基準※1に合致するかご相談下さい。
- ②適合する場合は、急傾斜地崩壊危険区域の指定及び工事要望書※2を市にご提出頂きます。
※1 急傾斜地崩壊危険区域の指定基準：斜面の角度が30度以上、高さ5m以上、保全人家5戸以上、または5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じる恐れがある場合。
※2 権利者及び周辺住民を含む地元の総意による要望書



急傾斜地崩壊対策工事の工事实施基準

- ①自然斜面であること
- ②斜面の角度が30度以上、斜面高さが10m（※5m）以上であること。
- ③斜面の崩壊により危害が生じる恐れのある家が10戸（※5戸）以上密集していること。
- ④斜面の土地所有者の敷地境界が決まり、工事に必要な土地を無償で貸与すること。
※県単独費用による工事实施の基準



急傾斜地崩壊対策工事にあたっての皆様方へのお願い

- ①工事の際は全面的な協力をお願いします。
（資材置き場や搬入路の土地使用、騒音、工事車両の通行、駐車等）
- ②土地の無償使用に御協力下さい。
（工事完成后、施設設置範囲の土地の無償使用貸借契約を県と締結いただきます。）
- ③工事に支障をきたす物件は、所有者が取り除いてください。

効果事例（牧野上ノ久保地区）



令和元年台風第19号による被災状況

急傾斜地崩壊対策工事实施後

工事終了後のお願い



急傾斜地崩壊対策工事後について

- ①施設設置後には、**施設のみ県が維持管理を行います**。定期的な点検や状況により補修工事が必要になりますので、作業スペース確保のため、物置等を設置する場合は、施設から水平距離で1m以上の離隔をとって下さい。
- ②**木の管理・草刈り・側溝等の排水施設の清掃など日常の維持管理は、土地の所有者や地元の皆様が実施して下さい。県では行いません。**
- ③工事で設置した排水施設は、その多くが宅内ますに接続しています。宅内ますの工事を行う場合は、必ず流末を確保して下さい。
許可なく接続を切られた場合、**県では工事を行いません。**
- ④相続や土地売買等で、無償使用貸借契約者が変更となる場合は、契約内容を引き継いでください。



急傾斜地崩壊防止施設

点検作業・補修工事ができません。

台風等で倒れて皆様に被害を及ぼす恐れがあります。

水があふれて皆様の家に浸水することもあります。